

転出

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	地域振興局	
住所 戸籍	マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先で ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カードの継続利用 (住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		転出先の市区町村		
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください				
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録が廃止されます					
※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です							
保険 年金	国民健康保険に加入している方 →70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却	国民健康保険証 変更前の保険証兼高齢受給者証		7-1 国民健康保険係	<input type="checkbox"/> 振	
	→修学のために転出する方 →住所地特例施設(病院・施設)に転出する方	転出先で引き続き松阪市の保険証を使う手続き	在学証明書など				
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者異動連絡票 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください					
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等				
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 →三重県外へ転出する方	後期高齢者医療被保険者証 各種認定証の返却・納付相談 負担区分等証明書の申請(郵送の場合有) ※転出先へ提出してください	・後期高齢者医療被保険者証 ・各種認定証 後期高齢者医療被保険者証		7-3 高齢者保険係	<input type="checkbox"/> 振	
	→三重県外の住所地特例に該当する施設に転出する方	新しい後期高齢者医療被保険者証 各種認定証の送付先確認(後日郵送)	後期高齢者医療被保険者証				
国民年金に加入している方が海外へ出国するとき	国民年金資格の喪失 国民年金の任意加入	年金手帳		7-2 国民年金係	<input type="checkbox"/> 振		
高 齢	65歳以上の方 →住所地特例に該当する施設に転出する方	保険証の返却 介護保険料の納付相談 ※転出先で引き続き松阪市の介護保険証を使う手続き	介護保険証 受付窓口でご相談ください		2 介護保険課	<input type="checkbox"/> 振	
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	転出先で必ず手続きしてください				
	障害者手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方 特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方	住所変更	転出先で必ず手続きしてください ※転出先によって異なりますが、自立支援医療は申請日以降に利用できます		転出先自治体窓口		
障 がい	特別児童扶養手当の受給者で三重県外に転出する方	県外転出届	(お持ちの方) 特別児童扶養手当証書		8 障がい福祉課	<input type="checkbox"/> 振	
	障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証をお持ちの方	受給者証返還、障害支援区分認定証明書の発行等	受給者証 ※転出先での手続きも必要です				
	障がい者医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届 または喪失届	障がい者医療費受給者証(交付されている方)		9-2 福祉医療係		
	こども	妊娠中の方	松阪市の妊婦健康診査受診票が使えなくなります	転出先で必ず手続きしてください		転出先自治体窓口	
		児童手当を受給している方(0歳~中学生)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください。手続きが遅れた月分が支給されない場合があります		10-1 こども支援課	<input type="checkbox"/> 振
		※対象児童のみ転出する場合【対象児童の兄姉(高校相当年齢に限る)が転出する場合も含む】	別居監護の申立				
ひとり親家庭等に該当している方		児童扶養手当の住所変更 一人親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	受付窓口でご相談ください 一人親家庭等医療費受給者証		9-2 福祉医療係	<input type="checkbox"/> 振	
こども医療費受給者証をお持ちの方		受給者資格変更届または喪失届	こども医療費受給者証				
保育園・幼稚園等に入園しているお子さんがいる方	世帯状況変更、退園手続き、無償化認定の説明	受付窓口でご相談ください		11 こども未来課	<input type="checkbox"/> 振		
0歳~13歳未満のお子さんがある方	予防接種受診券が使えなくなります	転出先で必ず手続きしてください		転出先自治体窓口			
小・中学生のお子さんがある方	転校手続き	受付窓口でご案内します		第2分館 学校教育課	(嬉野・三雲) 北部教育事務所 (飯南・飯高) 西部教育事務所		
多気中学校に通っているお子さんがいる方	多気町松阪市学校組合(多気町役場教育委員会事務局内)で手続きが必要です			多気町役場教育課 0598-38-1121			

税金

上下水道の使用をやめる方	閉栓届	お電話で手続きできます	上下水道お客様センター 0598-51-2660 0120-323-204 (市内固定電話のみ)	
原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	受付窓口でご相談ください	2階 市民税課	<input type="checkbox"/> 振
軽自動車、250 cc以下のオートバイを所有している方	軽自動車協会でご相談ください		軽自動車協会 050-3816-1779	
自動二輪（250 cc超）を所有している方	自家用自動車協会でご相談ください		運輸局(二輪) 050-5540-2055	
海外に転出されるなどで、固定資産税や市県民税の納付や納税通知書の管理が困難になる方	納税管理人のご相談		2階 資産税課 2階 市民税課	<input type="checkbox"/> 振
市・県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税の今後の納付方法のご相談	納付相談	受付窓口でご相談ください	2階 収納課	<input type="checkbox"/> 振
市営住宅から退去または返還する方	市営住宅の退去手続き	受付窓口やお電話でご相談ください	2階 住宅課	
犬と一緒に引っ越しをされる方		転出先で手続きしてください	転出先自治体窓口	
農業集落排水処理施設を使用していた方	排水設備使用者変更届 排水設備使用届		第3分館 上下水道総務課総務係	<input type="checkbox"/> 振 (三雲のみ)
松阪市が管理する浄化槽を使用していた方	休止届、使用者変更届		西部水道浄化槽事務所 (飯高) 46-7123	
ごみの出し方のご案内	ごみ・分別ガイドブック	集積所等へ出すときは、「ごみ・分別ガイドブック」「ごみ収集カレンダー」をご確認ください	収集 53-4470 持込 36-0975 クリーンセンター (桂瀬町 751 番地)	嬉野 48-3811 三雲 56-7909 飯南・飯高 32-2512

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。



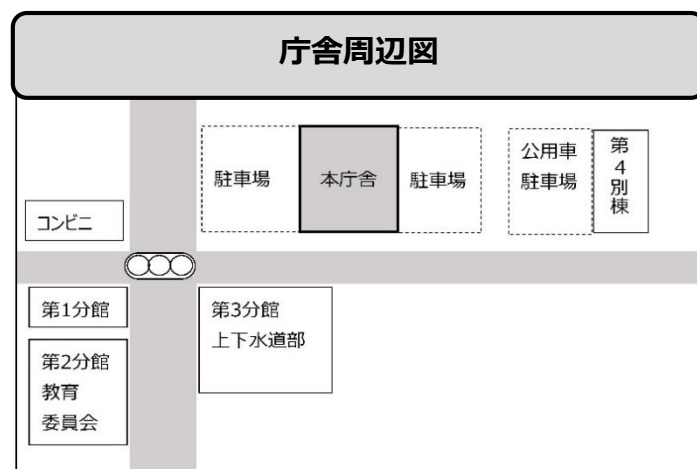
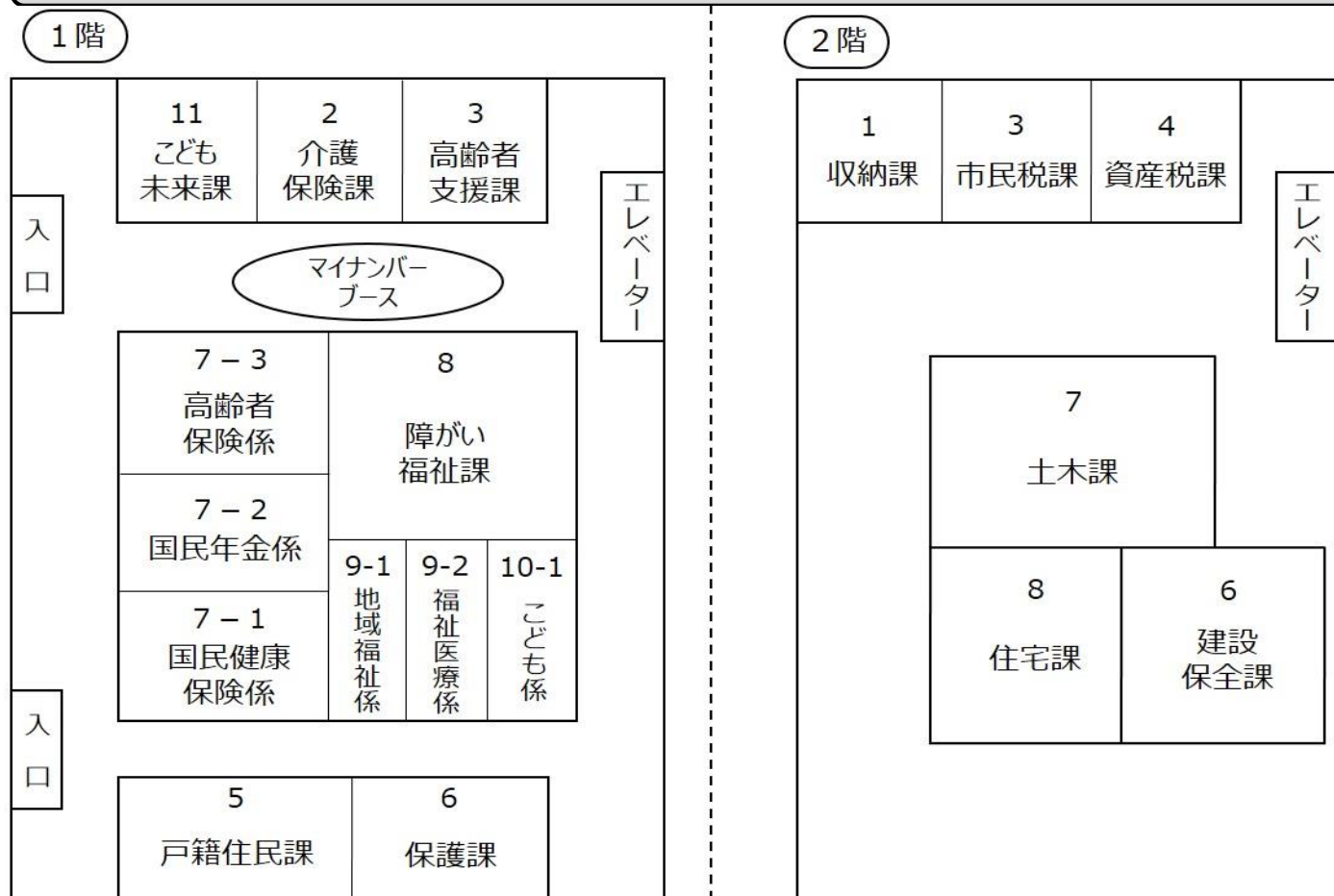
開庁時間 あさ8時30分～夕方5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)

嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局でも手続きができます。一部の手続きでは受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

松阪市ホームページ <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

手続きチェックシート 転出

本庁主な窓口（1階・2階）



・国民健康保険係 0598-53-4041	・福祉医療係 0598-53-4046	・資産税課 0598-53-4033
・国民年金係 0598-53-4044	・こども支援課 0598-53-4081	・収納課 0598-53-4021
・高齢者保険係 0598-53-4068	・こども未来課 0598-53-4083	・環境課保全係 0598-53-4066
・介護保険係 0598-53-4091	・学校教育課 0598-53-4388	・住宅課 0598-53-4163
・障がい福祉課 0598-53-4059	・市民税課 0598-53-4027	・上下水道総務課総務係 0598-53-4371